

事務連絡
平成29年1月31日

各都道府県税制担当課・市町村担当課 御中

総務省自治税務局 企画課
市町村税課

eLTAXの不具合による地方税に係る申告等の期限の延長について

地方税に係る申告等の期限については、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2の規定に基づき、条例の定めるところにより延長することができることとされています。

今般のeLTAXの不具合（平成29年1月27日（金）から発生）の影響については、市（町・村）税条例（例）（昭和29年自乙市発第20号）第18条の2第1項及び第3項の規定中「その他やむを得ない理由」に該当すると解されることから、関係地方団体においては、地方税に係る申告等の期限の延長について、適切に対処されるよう御配慮願います。

なお、eLTAXの復旧の目処については、状況が判明次第、別途御連絡します。
また、貴都道府県内の市（区）町村に対してもこの旨を御連絡願います。